

(証券コード3398)  
平成28年8月1日

株 主 各 位

石川県白山市松本町2512番地  
株式会社クスリのアオキ  
代表取締役社長 青木 宏憲

## 第32回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第32回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年8月17日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成28年8月18日（木曜日）午前10時
2. 場 所 石川県金沢市本町2-15-1  
ホテル日航金沢 4階 鶴の間  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）
3. 目的事項  
報告事項 第32期（平成27年5月21日から平成28年5月20日まで）  
事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 当社と株式会社クスリのアオキホールディングスとの株式交換契約承認の件  
第3号議案 取締役7名選任の件  
第4号議案 監査役1名選任の件  
第5号議案 補欠監査役1名選任の件  
第6号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- ・代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として、株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ・株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kusuri-aoki.co.jp>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

## (添付書類)

# 事業報告

(平成27年5月21日から平成28年5月20日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及びその成果

当事業年度（平成27年5月21日～平成28年5月20日）におけるわが国経済は、政府による経済対策や日本銀行による金融緩和策等を背景とした企業収益の改善や雇用環境の改善等が見られ、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、中国等の経済成長の減速など、景気の先行きについては不透明な状況が続いております。

ドラッグストア業界におきましては、激しい出店競争や価格競争に加え、経営統合や業務・資本提携の動きが進む等、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような環境の中、当社は、「健康と美と衛生を通じて、社会から期待される企業作りを目指します。」という理念の下、引続き、地域のお客様に支持される売場づくりに努めるとともに、既存店の活性化に注力し、19店舗（増床含む）の全面改装を実施いたしました。

店舗の新設につきましては、ドラッグストアを石川県に2店舗（スクラップ&ビルドによる出店）、富山県に4店舗、福井県に1店舗、新潟県に8店舗、長野県に1店舗、群馬県に8店舗、埼玉県に6店舗、岐阜県に9店舗、愛知県に5店舗、滋賀県に2店舗、三重県に6店舗の合計52店舗の出店を行い、更なるドミナント化を推進するとともに、営業エリアを拡大いたしました。また、ドラッグストア併設調剤薬局を石川県に4薬局、富山県に4薬局、福井県に2薬局、新潟県に1薬局、長野県に2薬局、群馬県に3薬局、埼玉県に2薬局、岐阜県に3薬局、愛知県に1薬局、滋賀県に1薬局、三重県に2薬局の合計25薬局を新規開設いたしました。一方、ドラッグストア1店舗を閉店いたしました。

この結果、当事業年度末の当社の店舗数は、ドラッグストア311店舗（内調剤薬局併設店舗159店舗）、調剤専門薬局7店舗の計318店舗となっております。

当事業年度の業績は、売上高1,634億62百万円（前期比21.1%増）、営業利益90億32百万円（同16.1%増）、経常利益92億62百万円（同16.4%増）、当期純利益65億3百万円（同24.7%増）となり、増収増益となりました。

商品部門別の売上高の概況は、次のとおりであります。

イ. ヘルス部門（医薬品や健康食品等）

セルフメディケーション（自己治療）意識の高まりに応え、専門性の強化と品揃えの充実を行ってまいりました。その結果、ヘルス部門の売上高は208億78百万円（売上構成比12.8%、前期比14.2%増）となりました。

ロ. ビューティ部門（カウンセリング化粧品やフェイスクア商品等）

お客様の健康と美に対する関心の高まりに応え、品揃えの拡充やカウンセリング化粧品・フェイスクア商品・ヘアケア商品の販売強化を行ってまいりました。その結果、ビューティ部門の売上高は298億75百万円（同18.3%、同15.1%増）となりました。

ハ. ライフ部門（食品や家庭用品等）

お客様の利便性の向上を図るために、主として食品や家庭用品の品揃えの充実に、より一層努めてまいりました。その結果、ライフ部門の売上高は948億63百万円（同58.0%、同24.6%増）となりました。

ニ. 調剤部門（薬局にて処方する医療用医薬品）

新規にドラッグストア併設調剤薬局25薬局を開設するとともに、接遇の充実に努めてまいりました。その結果、院外処方箋の枚数が増加し、調剤部門の売上高は178億45百万円（同10.9%、同22.4%増）となりました。

② 資金調達及び設備投資の状況

当事業年度の新規出店を含めた設備投資は、合計113億42百万円でした。これらに要した資金は長期借入金及び自己資金等で賄っております。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区分                | 平成25年5月期<br>第29期 | 平成26年5月期<br>第30期 | 平成27年5月期<br>第31期 | 平成28年5月期<br>第32期<br>(当事業年度) |
|-------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------------|
| 売上高(百万円)          | 93,174           | 114,411          | 134,994          | 163,462                     |
| 経常利益(百万円)         | 4,511            | 6,085            | 7,959            | 9,262                       |
| 当期純利益(百万円)        | 2,894            | 3,825            | 5,213            | 6,503                       |
| 1株当たり<br>当期純利益(円) | 93.02            | 122.49           | 166.40           | 207.09                      |
| 総資産(百万円)          | 40,928           | 51,772           | 64,550           | 78,417                      |
| 純資産(百万円)          | 13,673           | 16,974           | 21,983           | 28,188                      |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用し算出しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。  
期中平均発行済株式総数 平成28年5月期 31,401,524株
3. 当社は、平成26年4月3日開催の取締役会の決議に基づき、平成26年5月21日付をもって普通株式1株につき2株の割合での株式分割を実施しております。また、平成27年4月9日開催の取締役会の決議に基づき、平成27年5月21日付をもって普通株式1株につき2株の割合での株式分割を実施しております。
4. 1株当たり当期純利益については、第29期の期首に株式分割が行われたと仮定して算定しております。
5. 第31期より、たな卸資産の評価方法を変更したため、第30期については、当該会計方針の変更を反映した遡及適用後の数値を記載しております。第29期に係る累積的影響額については、第30期の期首の純資産の帳簿価額に反映させております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

##### ① ドラッグストア業界の競争激化について

ドラッグストア業界は、同業他社との出店競争や価格競争及び規制緩和による他業態との競合がますます激化することは必至であり、経営環境はさらに厳しい状況におかれるものと思われま

す。当社はこの厳しい経営環境において、確実に成長して利益を確保し続ける強固な企業体質を構築するために、次のような課題に取り組んでまいります。

店舗開発力を強化して、今後さらに多店舗出店を進めても店舗オペレーションの生産性が維持、向上できるように、人材の確保と育成を行ってまいります。

また、店舗オペレーションの生産性向上を支えるために、各種の業務システムの整備を推進して、顧客満足を実現できる適正な売場面積や品揃えは何か、常に仮説を立案して、検証、修正及び実施というマネジメントサイクルを確立し運用すると同時に財務体質の強化を図っていく所存であります。

##### ② 薬剤師の確保及び登録販売者の養成について

当社は医薬品の販売を行っており、調剤薬局を併設したドラッグストアの出店により、地域に密着した「かかりつけ薬局」を目指しているため、薬剤師の確保は重要な課題と認識しております。また、平成21年6月の旧薬事法の改正に伴い、登録販売者の養成も重要な課題となっております。

これらの課題に対処するため、薬剤師の確保につきましては、薬学部在籍者に対し、社内外での会社説明会や店舗見学を実施するなど、幅広くリクルート活動を行っており、中途採用につきましても人材斡旋業者に仲介を依頼するほかに、ホームページや販促用チラシに募集広告を掲載するなど、積極的な採用活動を行っております。

また、登録販売者の養成につきましては、eラーニングや、社内研修等の教育体系を構築して、全社的に取り組んでおります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成28年5月20日現在）

当社は、医薬品、化粧品、食品、及び家庭用品等の販売と調剤薬局の経営を主な事業としております。

(6) 主要な事業所（平成28年5月20日現在）

（本 社）石川県白山市松本町2512番地

（店 舗）石川県65店舗、富山県65店舗、福井県40店舗、新潟県42店舗、長野県18店舗、群馬県29店舗、埼玉県9店舗、岐阜県28店舗、愛知県6店舗、滋賀県7店舗、三重県9店舗

(7) 従業員の状況（平成28年5月20日現在）

| 区 分    | 従 業 員 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|--------|---------|-----------|---------|--------|
| 男 性    | 1,024名  | 100名増     | 32.7歳   | 5.2年   |
| 女 性    | 522名    | 46名増      | 31.1歳   | 4.9年   |
| 合計又は平均 | 1,546名  | 146名増     | 32.2歳   | 5.1年   |

(注) その他にパート従業員 3,364名がおります。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年5月20日現在）

| 借 入 先                     | 借 入 金 額 (百万円) |
|---------------------------|---------------|
| 株 式 会 社 北 國 銀 行           | 4,108         |
| 株 式 会 社 北 陸 銀 行           | 3,740         |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 2,186         |
| 株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行   | 2,087         |
| 株 式 会 社 福 井 銀 行           | 1,434         |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行         | 453           |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行       | 178           |
| 明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社   | 46            |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社       | 6             |

## 2. 会社の株式に関する事項（平成28年5月20日現在）

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 31,420,000株  
 (3) 株主数 6,277名  
 (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                                              | 持 株 数（千株） | 持 株 比 率（％） |
|------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------------|
| 有 限 会 社 二 階 堂                                                                      | 4,000     | 12.73      |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト<br>信 託 銀 行 株 式 会 社<br>（ 退 職 給 付 信 託 口 ・<br>株 式 会 社 ダ イ エ ー 口 ） | 3,147     | 10.01      |
| 青 木 桂 生                                                                            | 2,433     | 7.74       |
| 青 木 保 外 志                                                                          | 2,078     | 6.61       |
| 日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス<br>信 託 銀 行 株 式 会 社（ 信 託 口 ）                                | 1,807     | 5.75       |
| 株 式 会 社 ツ ル ハ                                                                      | 1,620     | 5.15       |
| 青 木 宏 憲                                                                            | 1,206     | 3.83       |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト<br>信 託 銀 行 株 式 会 社（ 信 託 口 ）                                    | 1,079     | 3.43       |
| 青 木 孝 憲                                                                            | 900       | 2.86       |
| ビービーエイチ フォー フィデリティ<br>ロー プライズド ストック ファンド<br>（プリンシパル オール セクター サブ<br>ポートフォリオ）        | 894       | 2.84       |

- (注) 1. 持株比率は自己株式（440株）を控除して計算しております。  
 2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
 3. 有限会社二階堂は平成28年6月30日に、株式会社クスリのアオキホールディングスに  
 商号変更を行っております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成27年4月9日開催の取締役会の決議に基づき、平成27年5月21日付をもって普通株式1株につき2株の割合での株式分割を実施しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

(平成28年5月20日現在)

|                         | 第4回新株予約権                                  | 第5回新株予約権                                   |
|-------------------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 新株予約権の割当日               | 平成25年9月25日                                | 平成26年9月25日                                 |
| 新株予約権の数                 | 110個                                      | 288個                                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数(注)2 | 普通株式 44,000株<br>(新株予約権1個につき400株)          | 普通株式 57,600株<br>(新株予約権1個につき200株)           |
| 新株予約権の払込金額              | 新株予約権と引換えに払込を要しない                         | 新株予約権と引換えに払込を要しない                          |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  | 新株予約権1個当たり721,000円<br>(1株当たり1,803円)       | 新株予約権1個当たり490,600円<br>(1株当たり2,453円)        |
| 権利行使期間                  | 平成27年10月1日から<br>平成29年9月30日まで              | 平成28年10月1日から<br>平成30年9月30日まで               |
| 行使の条件                   | (注)1                                      | (注)1                                       |
| 取締役(社外取締役を除く)           | 新株予約権の数 15個<br>目的となる株式数 6,000株<br>保有者数 3名 | 新株予約権の数 50個<br>目的となる株式数 10,000株<br>保有者数 5名 |
| 社外取締役                   | 新株予約権の数 5個<br>目的となる株式数 2,000株<br>保有者数 1名  | 新株予約権の数 20個<br>目的となる株式数 4,000株<br>保有者数 2名  |
| 監査役                     | 新株予約権の数 1個<br>目的となる株式数 1株<br>保有者数 1名      | 新株予約権の数 1個<br>目的となる株式数 1株<br>保有者数 1名       |

|                         | 第6回新株予約権                                  |
|-------------------------|-------------------------------------------|
| 新株予約権の割当日               | 平成27年9月25日                                |
| 新株予約権の数                 | 154個                                      |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数(注)2 | 普通株式 15,400株<br>(新株予約権1個につき100株)          |
| 新株予約権の払込金額              | 新株予約権と引換えに払込を要しない                         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  | 新株予約権1個当たり612,500円<br>(1株当たり6,125円)       |
| 権利行使期間                  | 平成29年10月1日から<br>平成31年9月30日まで              |
| 行使の条件                   | (注)1                                      |
| 取締役(社外取締役を除く)           | 新株予約権の数 25個<br>目的となる株式数 2,500株<br>保有者数 5名 |
| 社外取締役                   | 新株予約権の数 10個<br>目的となる株式数 1,000株<br>保有者数 2名 |
| 監査役                     | 新株予約権の数 1個<br>目的となる株式数 1株<br>保有者数 1名      |

- (注) 1. 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。ただし、対象者が当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合及び従業員を定年により退職した場合はこの限りではありません。
2. 平成26年5月21日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。また、平成27年5月21日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割しております。これにより、第4回・第5回新株予約権の「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」が調整されております。

## (2) 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

|                        | 第6回新株予約権                                     |
|------------------------|----------------------------------------------|
| 新株予約権の割当日              | 平成27年9月25日                                   |
| 新株予約権の数                | 154個                                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数    | 普通株式 15,400株<br>(新株予約権1個につき100株)             |
| 新株予約権の払込金額             | 新株予約権と引換えに払込を要しない                            |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり612,500円<br>(1株当たり6,125円)          |
| 権利行使期間                 | 平成29年10月1日から<br>平成31年9月30日まで                 |
| 行使の条件                  | (注)                                          |
| 当社使用人                  | 新株予約権の数 119個<br>目的となる株式数 11,900株<br>交付者数 29名 |

(注) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。ただし、対象者が当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合及び従業員を定年により退職した場合はこの限りではありません。

## (3) その他の新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成28年5月20日現在）

| 会社における地位 | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況                                                                 |
|----------|-------|------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役会長    | 青木桂生  | 株式会社ツルハホールディングス社外取締役<br>日本チェーンドラッグストア協会会長                                    |
| 取締役最高顧問  | 青木保外志 |                                                                              |
| 代表取締役社長  | 青木宏憲  | 社長執行役員                                                                       |
| 取締役      | 三沢康司  | 常務執行役員開発本部長                                                                  |
| 取締役      | 八幡亮一  | 株式会社A2ロジ取締役<br>常務執行役員管理本部長                                                   |
| 取締役      | 鶴羽樹   | 株式会社ツルハホールディングス代表取締役会長<br>株式会社ツルハ代表取締役会長<br>株式会社くすりの福太郎取締役                   |
| 取締役      | 岡田元也  | イオン株式会社取締役兼代表執行役社長グループCEO<br>株式会社ツルハホールディングス社外取締役相談役<br>ウエルシアホールディングス株式会社取締役 |
| 常勤監査役    | 田中誠一  | 株式会社A2ロジ監査役                                                                  |
| 監査役      | 桑島敏彰  | 株式会社シンクラン取締役副社長<br>GRNホールディングス株式会社社外取締役                                      |
| 監査役      | 中村明子  | 弁護士<br>株式会社北國新聞社社外監査役                                                        |

- (注) 1. 取締役鶴羽 樹氏及び岡田 元也氏は、社外取締役であります。
2. 監査役桑島 敏彰氏及び中村 明子氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役鶴羽 樹氏及び監査役中村 明子氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役田中 誠一氏は、株式会社北國銀行に長年勤務した経験から財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役桑島 敏彰氏は、経営者として幅広く高度な見識と豊富な経験を有しております。監査役中村 明子氏は、弁護士としての専門的見地及び見識を持つとともに、商事問題に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度中の取締役の担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。
- (1) 取締役青木 桂生氏は、平成27年6月10日付で日本チェーンドラッグストア協会会長に就任いたしました。
- (2) 取締役三沢 康司氏は、平成27年5月21日付で常務執行役員開発本部長兼立地開発部長から常務執行役員開発本部長に取締役担当業務を変更いたしました。

6. 取締役三沢 康司氏は、平成28年5月20日をもって当社取締役を辞任により退任いたしました。

7. 当事業年度末日後の取締役の担当の異動は次のとおりであります。

取締役青木 宏憲氏は、平成28年5月21日付で代表取締役社長兼社長執行役員から代表取締役社長兼社長執行役員兼開発本部長に就任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

| 氏 名             | 責任限定契約の内容の概要                                                                                                                                                                                    |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 鶴 羽 樹 (社外取締役)   | 左記社外取締役及び社外監査役は、当社との間で以下の内容にて責任限定契約を締結しております。<br>・社外取締役及び社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が定める額を限度として、その責任を負う。<br>・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。 |
| 岡 田 元 也 (社外取締役) |                                                                                                                                                                                                 |
| 桑 島 敏 彰 (社外監査役) |                                                                                                                                                                                                 |
| 中 村 明 子 (社外監査役) |                                                                                                                                                                                                 |

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 支 給 人 員     | 支 給 額            |
|--------------------|-------------|------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 7名<br>(2名)  | 251百万円<br>(1百万円) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2名)  | 10百万円<br>(2百万円)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 10名<br>(4名) | 262百万円<br>(3百万円) |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成24年8月17日開催の第28回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成15年8月18日開催の第19回定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の支給額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額、取締役5名に対し33百万円、監査役1名に対し1百万円。
  - ・ストックオプションによる報酬額、取締役7名に対し4百万円（うち社外取締役2名に対し1百万円）。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 氏 名             | 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                              |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 鶴 羽 樹 (社外取締役)   | 株式会社ツルハホールディングス代表取締役会長<br>株式会社ツルハ代表取締役会長<br>株式会社くすりの福太郎取締役                   |
| 岡 田 元 也 (社外取締役) | イオン株式会社取締役兼代表執行役社長グループCEO<br>株式会社ツルハホールディングス社外取締役相談役<br>ウエルシアホールディングス株式会社取締役 |
| 桑 島 敏 彰 (社外監査役) | 株式会社シンクラン取締役副社長<br>GRNホールディングス株式会社社外取締役                                      |
| 中 村 明 子 (社外監査役) | 弁護士<br>株式会社北國新聞社社外監査役                                                        |

- (注) 1. 取締役鶴羽 樹氏は、株式会社ツルハホールディングスの代表取締役会長を兼任しており、同社子会社である株式会社ツルハは当社発行済株式の総数の5.15%を保有する大株主であり、当社との間で業務・資本提携を行っております。
2. 取締役岡田 元也氏は、イオン株式会社の取締役兼代表執行役社長グループCEOを兼任しており、当社は同社との間で業務・資本提携を行っております。
3. 上記1. 2. 以外の兼職先と当社との間には、記載すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 氏 名             | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                                                      |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 鶴 羽 樹 (社外取締役)   | 取締役会における審議、報告に際して、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点と経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。取締役会14回開催のうち13回に出席し、取締役会の席上以外でも、適時、代表取締役等に有益な意見具申を行っております。                                       |
| 岡 田 元 也 (社外取締役) | 取締役会における審議、報告に際して、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点と豊富な他社の役員経験に基づく観点から発言を行っております。取締役会14回開催のうち12回に出席し、取締役会の席上以外でも、適時、代表取締役等に有益な意見具申を行っております。                                  |
| 桑 島 敏 彰 (社外監査役) | 取締役会及び監査役会における審議、報告に際して、企業経営者として、経営等に係る豊富な経験や幅広い見地から発言を行っております。取締役会14回開催のうち13回、監査役会13回開催のうち13回に出席し、取締役会・監査役会の席上以外でも、適時、代表取締役・業務執行役員との意見交換の場において有益な意見具申を行っております。  |
| 中 村 明 子 (社外監査役) | 取締役会及び監査役会における審議、報告に際して、弁護士として高度な専門知識、及び高い独立性に基づく視点から発言を行っております。取締役会14回開催のうち14回、監査役会13回開催のうち13回に出席し、取締役会・監査役会の席上以外でも、適時、代表取締役・業務執行役員との意見交換の場において有益な意見具申を行っております。 |

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 会計監査人に対する報酬等の額

|                          | 支 払 額 |
|--------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額      | 28百万円 |
| 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 28百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役全員の同意による解任のほか、会計監査人の適切な職務執行が困難と認められる場合には、監査役会の決定に従い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は次のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し社会規範に基づいた行動を取るために「企業倫理規程」を定め、コンプライアンス強化のための指針とする。

コンプライアンス担当部門を社長直轄の内部統制推進課とし、コンプライアンスに関して、規程・ガイドライン等の策定、会社内における監督・指導、各部門の業務の状況の監査及び使用人教育等を行い、各部門を横断的に統括する。

コンプライアンス上疑義のある行為等について、使用人が直接情報提供を行うための「コンプライアンス・ホットライン運用規程」に基づき社内通報制度を活用し、適正に運営する。

反社会的勢力への対応については、「反社会的勢力排除規程」にその対応方針を明示し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関わりを持たず、不当な要求に対しては組織全体として毅然とした態度で対応する。

また、当社は、複数の社外取締役及び社外監査役を選任することにより、取締役会における取締役の職務執行に対して監視・監督機能を確保する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、「文書管理規程」に則って、適切に記録、保存、管理及び廃棄する。取締役及び監査役は、常時、これらの情報を記録した文書等を閲覧できるものとする。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部統制推進課は、会社の新たなリスクの識別、評価及び必要とされる対応策の提案を行うものとする。

危機管理委員会（委員長 代表取締役社長）は、「リスク管理規程」に則って、コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等に係るリスク発生時における迅速な対応を行い、対応策が検討されていない新たなリスクが生じ、そのリスクの影響が重大である場合には、速やかに取締役会に報告し、取締役会において責任者を選任することにより、新たなリスクに対して迅速かつ適切に対応していくものとする。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、意思決定、監督及び執行の分離による取締役会の活性化のため執行役員制度を導入している。

取締役会は、取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定める。そして、同目標を達成するため、各本部長及び執行役員は、取締役会の同意を得て、各部門の具体的な目標を設定し、「職務権限規程」に基づき業務執行を行う。

各責任者等は、全社的な目標に対する進捗状況を報告する。

また、取締役会に上程する議案は、事前に経営会議にて検討しておくこととし、取締役会が効率的に運営される体制を構築する。

#### (5) 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

現在、当社に子会社は存在しないが、将来において子会社を設立する場合には企業集団全体で内部統制の徹底を図るべく所要の体制を整備する。

#### (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及び、使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、内部統制推進課の使用人に監査に必要な業務を命じることが出来るものとする。監査役より監査に必要な命令を受けた使用人は、上記業務の遂行にあたって、当該監査役の指揮命令のみに従い、取締役及び内部統制推進課長等当該使用人の属する組織の上長の指揮命令を受けないものとする。また、人事異動に関しては、事前に監査役と協議した上で、その同意を得なければならないものとする。

#### (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、当社の重要会議に出席することにより、業務執行状況を把握する。また、監査役は、前記の会議に付議されない報告等の重要な書類を閲覧し、必要に応じて説明を受ける。

取締役及び使用人は、法定の報告事項のみならず、当社に重大な影響を及ぼす事実を知った場合には、速やかに監査役に報告しなければならない。監査役が、内部監査の実施状況及び「コンプライアンス・ホットライン運用規程」による通報状況等の監査に必要な情報を適正に把握できる体制を整備し、監査役への報告を行った者に対して当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱いをすることを禁止する。

**(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

**(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役会の意見形成の質を高めるために、社外監査役(補欠監査役も含む)のうち1名は弁護士を選任することを原則とする。

監査役会による取締役及び執行役員からの個別ヒアリングの機会を年2回以上設ける。また、監査役会と代表取締役の意見交換会及び監査役会と会計監査人の意見交換会を定期的を開催する。

**(10) 財務報告に係る内部統制の整備及び運用のための体制**

金融商品取引法その他の関係法令及び「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」(金融庁・企業会計審議会公表)等に基づき、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定める。取締役会は、同基本方針に則り、「内部統制報告制度規程」を制定し、内部統制委員会(委員長 代表取締役社長)を設置し、財務報告に係る内部統制を整備し、継続的に運用する。

内部統制推進課は、財務報告に係る内部統制のモニタリングを行い、内部統制委員会は、そのモニタリング結果を踏まえて、財務報告に係る内部統制の有効性判断の検討・承認を行う。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### (1) 当社取締役会における決議内容の概要

当社は、当事業年度において、事業拡大等のための投資計画、重要な組織の設置、変更及び廃止、重要な業務規程の改定等を決議しております。

### (2) 当期における主な取組

#### ① コンプライアンス

当社は、当社従業員に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体等での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組を継続的に行っております。また、当社の内部通報制度である「コンプライアンス・ホットライン」についても、全従業員に対して周知を継続しております。

#### ② リスクマネジメント

- ・環境対策に関する取組として、一部店舗において電力監視装置やエネルギー制御システムの導入等、不要なエネルギーの排出を抑制する取組を行っております。
- ・災害に関する取組として、「震災対策マニュアル」を整備し、有事に備えて会社として対応できる体制を整えております。
- ・情報セキュリティに関する取組として、外部からの不正なアクセスや社内での重要な情報の漏えい防止のために、必要な物理的セキュリティ対策及び技術的セキュリティ対策を講じ、また、従業員に対しても情報管理に関する教育や通達等、情報セキュリティに関する意識の向上に関する活動も行っております。

#### ③ 内部監査体制及び財務報告に係る内部統制の評価

内部監査計画に基づき、当社の業務について監査を実施し、また、財務報告に係る内部統制については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な評価範囲を決定し、財務報告に係る内部統制の評価を行っております。

#### ④ 重要な規程の改定

「特定個人情報等取扱規程」を制定し、特定個人情報等に係る安全管理措置を講じ、また、当社のコンプライアンスの基本指針となる「企業倫理規程」を改定し、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合した体制をより確保できるように取り組みました。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成28年5月20日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                | 金 額           | 科 目                    | 金 額           |
|--------------------|---------------|------------------------|---------------|
| <b>資 産 の 部</b>     |               | <b>負 債 の 部</b>         |               |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>34,448</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>34,912</b> |
| 現金及び預金             | 9,001         | 買掛金                    | 22,267        |
| 売掛金                | 1,971         | 1年以内返済予定長期借入金          | 3,059         |
| 商品                 | 17,721        | リース債務                  | 828           |
| 前払費用               | 7             | 未払金                    | 3,575         |
| 繰延税金資産             | 1,306         | 未払法人税等                 | 1,786         |
| 未収入金               | 4,434         | 預り金                    | 162           |
| その他                | 29            | 賞与引当金                  | 1,059         |
| 貸倒引当金              | △24           | ポイント引当金                | 2,167         |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>43,968</b> | その他                    | 4             |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>37,102</b> | <b>固 定 負 債</b>         | <b>15,316</b> |
| 建物                 | 25,273        | 長期借入金                  | 11,183        |
| 構築物                | 3,794         | リース債務                  | 1,850         |
| 車両運搬具              | 108           | 役員退職慰労引当金              | 367           |
| 工具器具備品             | 1,873         | 資産除去債務                 | 1,891         |
| 土地                 | 1,046         | その他                    | 23            |
| リース資産              | 2,482         | <b>負 債 合 計</b>         | <b>50,228</b> |
| 建設仮勘定              | 2,523         | <b>純 資 産 の 部</b>       |               |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>1,090</b>  | <b>株 主 資 本</b>         | <b>28,065</b> |
| 借地権                | 902           | 資本金                    | 1,391         |
| ソフトウェア             | 179           | 資本剰余金                  | 1,594         |
| その他                | 8             | 資本準備金                  | 1,543         |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>5,775</b>  | その他資本剰余金               | 50            |
| 投資有価証券             | 168           | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>25,081</b> |
| 関係会社株式             | 4             | 利益準備金                  | 50            |
| 出資金                | 8             | その他利益剰余金               | 25,031        |
| 長期貸付金              | 9             | 別途積立金                  | 18,550        |
| 従業員に対する長期貸付金       | 5             | 繰越利益剰余金                | 6,481         |
| 破産更生債権等            | 2             | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△1</b>     |
| 長期前払費用             | 322           | 評価・換算差額等               | 61            |
| 繰延税金資産             | 186           | その他有価証券評価差額金           | 61            |
| 敷金及び保証金            | 3,260         | <b>新 株 予 約 権</b>       | <b>61</b>     |
| 建設協力金              | 1,749         | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>28,188</b> |
| その他                | 60            | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>78,417</b> |
| 貸倒引当金              | △2            |                        |               |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>78,417</b> |                        |               |

# 損益計算書

(平成27年5月21日から平成28年5月20日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金 額   |         |
|-----------------------|-------|---------|
| 売 上 高                 |       | 163,462 |
| 売 上 原 価               |       | 119,386 |
| 売 上 総 利 益             |       | 44,076  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |       | 35,043  |
| 営 業 利 益               |       | 9,032   |
| 営 業 外 収 益             |       |         |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金     | 27    |         |
| 受 取 家 賃               | 46    |         |
| 補 助 金 給 付 金 収 入       | 92    |         |
| 備 品 什 器 受 贈 益         | 55    |         |
| 受 取 手 数 料             | 126   |         |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入         | 3     |         |
| そ の 他                 | 26    | 377     |
| 営 業 外 費 用             |       |         |
| 支 払 利 息               | 89    |         |
| 賃 貸 原 価               | 26    |         |
| そ の 他                 | 32    | 147     |
| 経 常 利 益               |       | 9,262   |
| 特 別 利 益               |       |         |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 3     |         |
| 補 助 金 収 入             | 13    | 16      |
| 特 別 損 失               |       |         |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 13    |         |
| 固 定 資 産 圧 縮 損         | 13    |         |
| 減 損 損 失               | 65    | 92      |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |       | 9,186   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 2,849 |         |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △166  | 2,683   |
| 当 期 純 利 益             |       | 6,503   |

# 株主資本等変動計算書

(平成27年5月21日から平成28年5月20日まで)

(単位：百万円)

|                                                     | 株 主 資 本 |           |              |             |           |             |        |             |
|-----------------------------------------------------|---------|-----------|--------------|-------------|-----------|-------------|--------|-------------|
|                                                     | 資本金     | 資 本 剰 余 金 |              |             | 利 益 剰 余 金 |             |        |             |
|                                                     |         | 資本準備金     | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金     | その他利益剰余金    |        | 利益剰余金<br>合計 |
|                                                     |         |           |              |             | 別途積立金     | 繰越利益<br>剰余金 |        |             |
| 当 期 首 残 高                                           | 1,367   | 1,519     | 50           | 1,570       | 50        | 14,050      | 4,847  | 18,947      |
| 事 業 年 度 中<br>の 変 動 額                                |         |           |              |             |           |             |        |             |
| 新 株 の 発 行                                           | 24      | 24        |              | 24          |           |             |        |             |
| 別 途 積 立 金 の 積 立                                     |         |           |              |             |           | 4,500       | △4,500 | —           |
| 剰 余 金 の 配 当                                         |         |           |              |             |           |             | △368   | △368        |
| 当 期 純 利 益                                           |         |           |              |             |           |             | 6,503  | 6,503       |
| 自 己 株 式 の 取 得                                       |         |           |              |             |           |             |        |             |
| 株 主 資 本 以 外 の<br>項 目 の 事 業 年 度 中 の<br>変 動 額 ( 純 額 ) |         |           |              |             |           |             |        |             |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計                               | 24      | 24        | —            | 24          | —         | 4,500       | 1,634  | 6,134       |
| 当 期 末 残 高                                           | 1,391   | 1,543     | 50           | 1,594       | 50        | 18,550      | 6,481  | 25,081      |

|                                                     | 株 主 資 本 |        | 評 価 ・ 換 算 差 額 等    |                        | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------------------------------------|---------|--------|--------------------|------------------------|-----------|-----------|
|                                                     | 自己株式    | 株主資本合計 | その他有価証券<br>評 価 差 額 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |           |
| 当 期 首 残 高                                           | △0      | 21,884 | 67                 | 67                     | 31        | 21,983    |
| 事 業 年 度 中<br>の 変 動 額                                |         |        |                    |                        |           |           |
| 新 株 の 発 行                                           |         | 48     |                    |                        |           | 48        |
| 別 途 積 立 金 の 積 立                                     |         | —      |                    |                        |           | —         |
| 剰 余 金 の 配 当                                         |         | △368   |                    |                        |           | △368      |
| 当 期 純 利 益                                           |         | 6,503  |                    |                        |           | 6,503     |
| 自 己 株 式 の 取 得                                       | △0      | △0     |                    |                        |           | △0        |
| 株 主 資 本 以 外 の<br>項 目 の 事 業 年 度 中 の<br>変 動 額 ( 純 額 ) |         |        | △6                 | △6                     | 29        | 23        |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計                               | △0      | 6,181  | △6                 | △6                     | 29        | 6,205     |
| 当 期 末 残 高                                           | △1      | 28,065 | 61                 | 61                     | 61        | 28,188    |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品 (調剤に用いる薬剤等を除く)

総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)

商品 (調剤に用いる薬剤等)

売価還元法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法 (ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く)、及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備、並びに構築物については定額法) を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7年～39年

構築物 10年～30年

車両運搬具 4年～6年

工具器具備品 3年～20年

##### ② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を吟味し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。



#### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業費用

2,047百万円

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

|                  | 当事業年度期首<br>株式数 (株) | 当事業年度増加<br>株式数 (株) | 当事業年度減少<br>株式数 (株) | 当事業年度期末<br>株式数 (株) |
|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 発行済株式            |                    |                    |                    |                    |
| 普通株式<br>(注) 1, 2 | 15,689,000         | 15,731,000         | —                  | 31,420,000         |
| 合計               | 15,689,000         | 15,731,000         | —                  | 31,420,000         |
| 自己株式             |                    |                    |                    |                    |
| 普通株式<br>(注) 3, 4 | 138                | 302                | —                  | 440                |
| 合計               | 138                | 302                | —                  | 440                |

(注) 1. 発行済株式の増加のうち42,000株は、新株予約権の行使による増加であります。

2. 発行済株式の増加のうち15,689,000株は、平成27年5月21日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行ったことによる増加であります。

3. 自己株式の増加のうち164株は、単元未満株式の買取による増加であります。

4. 自己株式の増加のうち138株は、平成27年5月21日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行ったことによる増加であります。

(2) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

|            | 平成24年新株予約権 | 平成25年新株予約権 |
|------------|------------|------------|
| 目的となる株式の種類 | 普通株式       | 普通株式       |
| 目的となる株式数   | 18,400株    | 44,000株    |

- (注) 1. 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。  
 2. 平成26年5月21日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、「目的となる株式数」が調整されております。  
 3. 平成27年5月21日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、「目的となる株式数」が調整されております。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日         | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|-------------|------------|
| 平成27年8月19日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 172             | 11              | 平成27年5月20日  | 平成27年8月20日 |
| 平成27年12月17日<br>取締役会  | 普通株式  | 196             | 6.25            | 平成27年11月20日 | 平成28年1月29日 |

- (注) 平成27年5月21日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。当該株式分割は平成27年5月21日を効力発生日としておりますので、平成27年5月20日を基準日とする配当につきましては株式分割前の株式数を、平成27年11月20日を基準日とする配当につきましては株式分割後の株式数を基準としております。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議(予定)               | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成28年8月18日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 196             | 6.25            | 平成28年5月20日 | 平成28年8月19日 |

- (注) 平成27年5月21日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。当該株式分割は平成27年5月21日を効力発生日としておりますので、平成28年5月20日を基準日とする配当につきましては株式分割後の株式数を基準としております。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については、設備投資計画に照らして主に銀行借入によっております。また、資金調達の機動性及び安定性の確保を目的としてコミットメントライン契約を締結しております。余裕資金が生じる場合の資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信・債権管理運用規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況や取引先との関係を勘案し保有状況を確認しております。

敷金及び保証金は、主に土地、建物の賃借時に差入れているものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、定期的に差入先ごとの期日及び残高管理をするとともに、与信・債権管理規程に従い、必要に応じてリスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが支払までの期間は短期となっております。また、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に新規店舗の建物建築・設備購入資金等の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後最長で7年であります。これらは資金調達に係る流動性リスクに晒されておりますが、当社では年次及び月次の資金繰計画表を作成・更新し資金の状況を把握するとともに、資金調達の機動性及び安定性の確保を目的として、取引金融機関1行とコミットメントライン契約を締結し、流動性リスクを管理しております。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年5月20日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

(単位：百万円)

|                       | 貸借対照表計上額 | 時価     | 差額  |
|-----------------------|----------|--------|-----|
| (1) 現金及び預金            | 9,001    | 9,001  | —   |
| (2) 未収入金              | 4,434    | 4,434  | —   |
| (3) 投資有価証券            |          |        |     |
| 其他有価証券                | 161      | 161    | —   |
| (4) 敷金及び保証金           | 3,260    | 3,252  | △7  |
| (5) 買掛金               | 22,267   | 22,267 | —   |
| (6) 1年以内返済予定<br>長期借入金 | 3,059    | 3,059  | —   |
| (7) リース債務(流動)         | 828      | 828    | —   |
| (8) 未払金               | 3,575    | 3,575  | —   |
| (9) 長期借入金             | 11,183   | 11,323 | 140 |
| (10) リース債務(固定)        | 1,850    | 1,868  | 17  |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収入金

これらは短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、差入先ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割引いた現在価値により算定しております。

(5) 買掛金、(6) 1年以内返済予定長期借入金、(7) リース債務(流動)、(8) 未払金

これらは短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

(10) リース債務(固定)

リース債務の時価については、支払総額を、同様の新規契約を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

| 区分     | 貸借対照表計上額 |
|--------|----------|
| 非上場株式  | 7        |
| 関係会社株式 | 4        |
| 出資金    | 8        |

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式、出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

## 7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 8. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

|           |          |
|-----------|----------|
| 賞与引当金     | 325百万円   |
| ポイント引当金   | 665百万円   |
| 役員退職慰労引当金 | 96百万円    |
| 未払事業税     | 86百万円    |
| 資産除去債務    | 576百万円   |
| その他       | 327百万円   |
| 繰延税金資産小計  | 2,077百万円 |
| 評価性引当額    | △123百万円  |
| 繰延税金資産合計  | 1,953百万円 |

#### 繰延税金負債

|                 |         |
|-----------------|---------|
| その他有価証券評価差額金    | △26百万円  |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △434百万円 |
| 繰延税金負債合計        | △461百万円 |

繰延税金資産の純額 1,492百万円

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

|             |          |
|-------------|----------|
| 流動資産－繰延税金資産 | 1,306百万円 |
| 固定資産－繰延税金資産 | 186百万円   |

### (2) 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年5月21日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.06%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年5月21日から平成30年5月20日までのものは30.69%、平成30年5月21日以降のものについては30.46%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が68百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が69百万円、その他有価証券評価差額金が1百万円それぞれ増加しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 895円21銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 207円09銭 |

## 10. 重要な後発事象に関する注記

### 株式交換による持株会社体制への移行

当社は、平成28年6月30日開催の当社取締役会において、平成28年11月21日を効力発生日として、株式会社クスリのアオキホールディングス（平成28年6月30日に、有限会社二階堂より、商号変更）を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施し、持株会社体制に移行することを決議し、株式会社クスリのアオキホールディングスとの間で株式交換契約を締結いたしました。

なお、本株式交換は、平成28年8月18日に開催予定の当社定時株主総会での承認及び同日開催予定の株式会社クスリのアオキホールディングス定時株主総会での承認を前提としており、本株式交換の実施により当社株式は上場廃止となりますが、当社の株主の皆様新たに交付される株式会社クスリのアオキホールディングス株式につきましては、株式会社クスリのアオキホールディングスがテクニカル上場を申請し、平成28年11月21日に上場することを予定しておりますので、実質的に株式の上場を維持する方針であります。

### (1) 持株会社体制への移行の背景及び目的

当社は、厳しい経営環境の中、出店攻勢を加速させるとともにドミナント経営を推進し、さらなる成長を目指しておりますが、今後、中長期的な企業価値向上を図り、持続的な成長を実現するためには、経営における意思決定の迅速化やM&A等を活用した事業規模の拡大を図る必要があります。そのための組織体制として、監督機能と業務執行機能を分離してグループ経営管理を強化することが必要であるとの観点から持株会社体制への移行を決定いたしました。

また、当社の筆頭株主の株式会社クスリのアオキホールディングスは、当社創業家の資産管理会社であり、持株会社体制への移行の手段として株式会社クスリのアオキホールディングスを株式交換完全親会社とする株式交換を利用する場合、創業家各人による持株会社株式の直接保有となるため、持株会社の株主構成の透明性が向上し、当社のガバナンスに対する株主の皆様の理解がより一層深まるものと考えております。

### (2) 本株式交換の要旨

- ① 本株式交換の効力発生日 平成28年11月21日（予定）

② 本株式交換の方式

株式会社クスリのアオキホールディングスを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換であります。本株式交換は、株式会社クスリのアオキホールディングスについては、平成28年8月18日に開催予定の同社の定時株主総会の決議により、当社については、平成28年8月18日に開催予定の当社の定時株主総会の決議により、それぞれ本株式交換契約の承認を受けた上で行う予定であります。

③ 本株式交換に係る割当ての内容

|                      | 株式会社クスリのアオキ<br>ホールディングス<br>(株式交換完全親会社) | 株式会社クスリのアオキ<br>(株式交換完全子会社) |
|----------------------|----------------------------------------|----------------------------|
| 本株式交換に係る<br>割当比率     | 1                                      | 1                          |
| 本株式交換により<br>交付する新株式数 | 普通株式：27,419,560株（予定）                   |                            |

(注) 1. 株式会社クスリのアオキホールディングスにおける発行済株式数の変更

株式会社クスリのアオキホールディングスは、平成28年7月30日を効力発生日として、普通株式1株を66,666株の割合にて分割する株式分割及び平成28年8月1日を払込日とする第三者割当増資による新株式40株の発行を行い、発行済株式数が60株から400万株となっております。上記の株式交換比率は当該株式分割及び第三者割当増資実施後の株式会社クスリのアオキホールディングスの発行済株式数（400万株）を前提とするものであります。

2. 株式の割当比率

当社普通株式1株に対して、株式会社クスリのアオキホールディングスの普通株式1株を割当て交付いたします。ただし、株式会社クスリのアオキホールディングスが保有する当社普通株式400万株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

3. 本株式交換により交付する株式数等

株式会社クスリのアオキホールディングスは本株式交換により、株式会社クスリのアオキホールディングスが当社の発行済株式（但し、株式会社クスリのアオキホールディングスが保有する当社株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時における当社の株主（但し、株式会社クスリのアオキホールディングスを除きます。）に対して、株式会社クスリのアオキホールディングス普通株式27,419,560株を割当て交付する予定であります。なお、当社は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、効力発生日における、本株式交換に係る株式会社クスリのアオキホールディングスの普通株式の割当て及び交付がなされる直前の時点（本株式交換に関して行使

される会社法第785条第1項に定める反対株主の買取請求があった場合には、この買取りの効力発生後であって、かつ、本株式交換に係る株式会社クスリのアオキホールディングスの普通株式の割当て及び交付がなされる直前の時点をいい、以下「基準時」といいます。)において保有する自己株式を基準時において消却する予定です。上記の本株式交換により交付する新株式数は、当社が基準時において消却する自己株式の数が、平成28年5月20日現在の当社自己株式数(440株)と同数であることを前提として算出しておりますが、当社による自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

#### 4. 単元未満株式の取り扱い

本株式交換に伴い、株式会社クスリのアオキホールディングスの単元未満株式(株式会社クスリのアオキホールディングスは、本株式交換の効力発生日までに、単元株制度を採用し、株式会社クスリのアオキホールディングス普通株式の単元株式数は、当社と同じ100株とする予定です。)を保有することとなる当社の株主につきましては、会社法第192条第1項の規定に基づき、株式会社クスリのアオキホールディングスに対し、その保有する単元未満株式の買い取りを請求することができます。

### (3) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

#### ① 割当ての内容の根拠及び理由

「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率については、その公正性・妥当性を確保するため、当社及び株式会社クスリのアオキホールディングスから独立した第三者機関に株式交換比率に関する助言を依頼し、当該第三者機関より、株式会社クスリのアオキホールディングスは、当社普通株式の保有・管理のみを事業内容とする非上場会社であり、本株式交換後に株式会社クスリのアオキホールディングスが保有する当社株式については売却する予定がなく、また、財政状態に重大な影響を与えうる資産及び負債を有していないことから、株式会社クスリのアオキホールディングス株式の価値は、同社の保有する当社株式価値とほぼ等しく、当社株式の価値に連動すると考えられると助言を受けました。

#### ② 算定に関する事項

当社は、本株式交換契約の締結にあたり、第三者機関の助言を参考とした他、当社の一般株主保護及び株主平等の観点その他株式交換比率に関する詳細について、重大な影響を及ぼす事象がないことを確認することを目的として、株式会社クスリのアオキホールディングスに対してデュー・デリジェンスを実施しております。当社は、かかるプロセスを踏まえ、株式会社クスリのアオキホールディングスと慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の利益を損なうものではないと判断し、当社及び株

株式会社クスリのアオキホールディングスは、それぞれ平成28年6月30日開催の両社の取締役会において、本株式交換比率に基づく本株式交換契約の締結を決議し、同日両社間にて本株式交換契約を締結いたしました。

### ③ 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日（平成28年11月21日を予定）をもって、当社は株式会社クスリのアオキホールディングスの完全子会社となり、当社株式は平成28年11月16日付で上場廃止（最終売買日は平成28年11月15日）となる予定です。上場廃止後は、当社株式を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）において取引することができなくなります。

しかしながら、株式会社クスリのアオキホールディングスは、当社との株式交換により、東京証券取引所への新規上場申請手続きを行い、株式会社クスリのアオキホールディングス株式は、いわゆるテクニカル上場（東京証券取引所所有価証券上場規程第2条第73号、第208条）により、本株式交換の効力発生日である平成28年11月21日に東京証券取引所市場第一部に上場する予定であります。

当社株式が上場廃止となった後も、本株式交換により当社株主の皆様にご割当て交付される株式会社クスリのアオキホールディングス株式は東京証券取引所市場第一部に上場される予定であることから、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であり、当社の株主の皆様に対しては引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

### (4) 本株式交換の当事会社の概要（平成28年5月20日現在）

|       | 株式交換完全親会社                           | 株式交換完全子会社                      |
|-------|-------------------------------------|--------------------------------|
| 名 称   | 有限会社二階堂<br>現株式会社クスリのアオキ<br>ホールディングス | 株式会社クスリのアオキ                    |
| 事業の内容 | 有価証券の保有及び管理                         | 医薬品・化粧品・日用雑貨などの<br>近隣型小売業、調剤業務 |

### (5) 会計処理の概要

本株式交換は、企業結合に関する会計基準における逆取得の会計処理を適用する見込みであります。また本株式交換により発生するのれん（または負ののれん）の金額に関しては、現段階では未定であります。

## 11. 減損損失に関する注記

### (1) 減損損失の内訳

|              |             |
|--------------|-------------|
| 新潟県見附市       |             |
| 土地           | 55百万円       |
| 七塚店（石川県かほく市） |             |
| 建物           | 7百万円        |
| 構築物          | 0百万円        |
| 工具器具備品       | <u>1百万円</u> |
| 計            | 9百万円        |

### (2) 経緯

売却の意思決定を行った新潟県見附市の土地、及び平成28年5月15日に閉店した七塚店（石川県かほく市）につきまして、減損損失を認識いたしました。

### (3) グループिंगの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位とし、また売却予定資産、及び将来の使用が見込まれていない遊休資産等については個々の物件単位でグループングしております。

### (4) 回収可能価額の算定方法等

回収可能価額は、正味売却価額により算定しております。売却予定資産である土地の正味売却価額は不動産鑑定基準に基づく鑑定評価額に合理的な調整を行って算出した金額を使用しております。また、その他の資産については回収可能価額を零として評価しております。

## 12. 資産除去債務に関する注記

### (1) 当該資産除去債務の概要

主として、店舗施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

### (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

除去費用については、過去において店舗の閉店に伴い発生した原状回復費用の実績等から割引前将来キャッシュ・フローを見積っております。使用見込期間については主たる資産の耐用年数の残存期間としております。割引率については、使用見込期間に対応した国債の利回りを使用しております。これらの数値を基礎に資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

|                 |              |
|-----------------|--------------|
| 期首残高            | 1,487百万円     |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 389百万円       |
| 時の経過による調整額      | 32百万円        |
| 資産除去債務の履行による減少額 | △13百万円       |
| 見積りの変更による減少額（注） | <u>△1百万円</u> |
| 期末残高            | 1,894百万円     |

（注）当事業年度において店舗の閉店等の新たな情報の入手に伴い、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用についての見積りの変更を行いました。

~~~~~  
（注）貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年7月8日

株式会社クスリのアオキ

取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 浜 田 亘 ①  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 島 義 浩 ①

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クスリのアオキの平成27年5月21日から平成28年5月20日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年5月21日から平成28年5月20日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社並びに主要な店舗及び薬局において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年7月11日

株式会社	クスリのアオキ	監査役会
常勤監査役	田 中 誠	一 ⑩
社外監査役	桑 島 敏	彰 ⑩
社外監査役	中 村 明	子 ⑩

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針とし、併せて経営基盤強化のために内部留保の充実を図ってまいりたいと存じます。

内部留保資金につきましては、新規店舗の出店資金に充当する予定であり、事業拡大を図るために有効に投資してまいりたいと考えております。

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

第32期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。なお、当期は当社普通株式1株につき中間配当金6.25円をすでにお支払いしておりますので、これを加えた年間配当金は当社普通株式1株につき12.50円となります。

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金6.25円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は196,372,250円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年8月19日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 6,100,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 6,100,000,000円

## 第2号議案 当社と株式会社クスリのアオキホールディングスとの株式交換契約承認の件

当社は、平成28年6月30日開催の当社取締役会において、平成28年11月21日を効力発生日として、株式会社クスリのアオキホールディングス（平成28年6月30日に、有限会社二階堂より、商号変更。以下「クスリのアオキホールディングス」といいます。）を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施し、持株会社体制に移行することを決議し、クスリのアオキホールディングスとの間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約について、ご承認いただきたく存じます。

なお、本株式交換は、平成28年8月18日に開催予定の当社定時株主総会での承認及び同日開催予定のクスリのアオキホールディングス定時株主総会での承認を前提としており、本株式交換の実施により当社株式は上場廃止となりますが、当社の株主の皆様は新たに交付されるクスリのアオキホールディングス株式につきましても、クスリのアオキホールディングスがテクニカル上場を申請し、平成28年11月21日に上場することを予定しておりますので、実質的に株式の上場を維持する方針であります。

### 1. 株式交換を行う理由

当社は、明治2年に石川県において創業した薬種商をその前身とし、昭和60年1月に設立以来、「健康と美と衛生を通じて社会から期待される企業作りを目指すこと」という経営理念に基づいて、医薬品や化粧品を核商品としながら、日用雑貨、食品、小物衣料などの生活必需品をも重視した品揃えでドラッグストア事業を行ってまいりました。

そして、地域のお客様に支持される売場づくりに努めて、既存店の活性化や店舗の新設を行ってきた結果、当社は、平成28年6月30日現在、北陸3県に172店舗、その他の地域に152店舗の直営店を展開し、平成28年5月期は、売上高1,634億円、営業利益90億円、当期純利益65億円と増収増益となっております。

もともと、当社が属するドラッグストア業界は、厳しい出店競争や価格競争、M&Aによる業界再編に加え、平成21年6月に行われた旧薬事法改正に伴い、他業種の参入によって競争環境が激化し、経営環境は厳しさを増しております。

このような経営環境の中、当社は、出店攻勢を加速させると共にドミナント経営を推進し、さらなる成長を目指しておりますが、今後、中長期的な企業価値向上を図り、持続的な成長を実現するためには、経営における意思決定の迅

速化やM&A等を活用した事業規模の拡大を図る必要があり、そのための組織体制として、監督機能と業務執行機能を分離してグループ経営管理を強化することが必要であるとの観点から持株会社体制への移行を決定いたしました。

持株会社体制への移行方法については、株式交換のほか、株式移転や会社分割等の手法も含めて慎重に協議・検討いたしました。

当社の筆頭株主のクスリのアオキホールディングスは、当社創業家の資産管理会社であるところ、創業家によるクスリのアオキホールディングスを通じた当社株式の間接保有は、当社の経営の安定及び株主構成の安定性確保に寄与してきたと考えておりますが、持株会社体制への移行の手段としてクスリのアオキホールディングスを株式交換完全親会社とする株式交換を利用する場合、創業家各人による持株会社株式の直接保有となるため、持株会社の株主構成の透明性が向上し、当社のガバナンスに対する株主の皆様の理解がより一層深まるものと考えております。さらに、株式交換を利用する場合、完全親会社となる持株会社を新たに設立する必要が無いことから、迅速かつ機動的に持株会社体制に移行できると考えております。一方、株式移転を利用する場合、創業家による持株会社株式の間接保有が継続するため、株主構成の透明性の向上を図ることができないこと、また、会社分割を利用する場合、株式移転による場合と同様に、当社創業家による持株会社株式の間接保有が継続するのみならず、当社の事業や資産等を当社の子会社に移転する手続や許認可の再取得等の煩雑な手続が必要になるなど、当社の事業への悪影響が生じる可能性があると考えております。

以上の理由により、持株会社体制への移行方法については、クスリのアオキホールディングスを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換が最善の手法であると判断いたしました。

## 2. 株式交換契約の内容

当社及びクスリのアオキホールディングスが平成28年6月30日に締結した株式交換契約の内容は、別紙Aのとおりであります。

### 3. 交換対価の相当性に関する事項

#### (1) 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

##### ① 本株式交換に係る割当ての内容

	クスリのアオキ ホールディングス (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	1
本株式交換により 交付する新株式数	普通株式：27,419,560株（予定）	

#### (注) 1. クスリのアオキホールディングスにおける発行済株式数の変更

クスリのアオキホールディングスは、平成28年7月30日を効力発生日として、普通株式1株を66,666株の割合にて分割する株式分割及び平成28年8月1日を払込日とする第三者割当増資による新株式40株の発行を行い、発行済株式数が60株から400万株となっております。上記の株式交換比率は当該株式分割及び第三者割当増資実施後のクスリのアオキホールディングスの発行済株式数（400万株）を前提とするものです。

#### 2. 株式の割当比率

当社普通株式1株に対して、クスリのアオキホールディングスの普通株式1株を割当て交付いたします。ただし、クスリのアオキホールディングスが保有する当社普通株式400万株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

#### 3. 本株式交換により交付する株式数等

クスリのアオキホールディングスは本株式交換により、クスリのアオキホールディングスが当社の発行済株式（ただし、クスリのアオキホールディングスが保有する当社株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時における当社の株主（ただし、クスリのアオキホールディングスを除きます。）に対して、クスリのアオキホールディングス普通株式27,419,560株を割当て交付する予定です。なお、当社は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、効力発生日における、本株式交換に係るクスリのアオキホールディングスの普通株式の割当て及び交付がなされる直前の時点（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の

買取請求があった場合には、この買取りの効力発生後であって、かつ、本株式交換に係るクスリのアオキホールディングスの普通株式の割当て及び交付がなされる直前の時点をいい、以下「基準時」といいます。)において保有する自己株式を基準時において消却する予定です。上記の本株式交換により交付する新株式数は、当社が基準時において消却する自己株式の数が、平成28年5月20日現在の当社自己株式数(440株)と同数であることを前提として算出しておりますが、当社による自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

#### 4. 単元未満株式の取り扱い

本株式交換に伴い、クスリのアオキホールディングスの単元未満株式(クスリのアオキホールディングスは、本株式交換の効力発生日までに、単元株制度を採用し、クスリのアオキホールディングス普通株式の単元株式数は、当社と同じ100株とする予定です。)を保有することとなる当社の株主につきましては、会社法第192条第1項の規定に基づき、クスリのアオキホールディングスに対し、その保有する単元未満株式の買い取りを請求することができます。

### ② 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

#### (i) 割当ての内容の根拠及び理由

上記3.(1)①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率(以下「本株式交換比率」といいます。)については、その公正性・妥当性を確保するため、当社及びクスリのアオキホールディングスから独立した第三者機関に株式交換比率に関する助言を依頼することとし、当社のファイナンシャルアドバイザーである野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。)に、両社の協議において参考とすべき株式交換比率に関する助言を依頼いたしました。

当社は、野村證券より、クスリのアオキホールディングスは、当社普通株式の保有・管理のみを事業内容とする非上場会社であり、本株式交換後にクスリのアオキホールディングスが保有する当社株式については売却する予定がなく、また、財政状態に重大な影響を与えうる資産及び負債を有していないことから、クスリのアオキホールディングス株式の価値は、同社の保有する当社株式価値とほぼ等しく、当社株式の価値に連動すると考えられると助言を受けました。また、上記3.(1)①注1「クスリのアオキホールディングスにおける発行済株式数の変更」に記載のとおり、

クスリのアオキホールディングスの発行済株式数は、クスリのアオキホールディングスが保有する当社株式数（400万株）と同数の400万株となる予定であり、上記のような一定の前提を条件として、クスリのアオキホールディングスの1株当たり株式価値は当社株式1株当たりの株式価値と等しく評価されると考えられるとの助言を受けました。

(ii) 算定に関する事項

当社は、本株式交換契約の締結にあたり、上記の野村証券の助言を参考とした他、当社の一般株主保護及び株主平等の観点その他株式交換比率に関する詳細について、重大な影響を及ぼす事象がないことを確認することを目的として、クスリのアオキホールディングスに対してデュー・デリジェンスを実施しております。当社は、かかるプロセスを踏まえ、クスリのアオキホールディングスと慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の利益を損なうものではないと判断し、当社及びクスリのアオキホールディングスは、それぞれ平成28年6月30日開催の両社の取締役会において、本株式交換比率に基づく本株式交換契約の締結を決議し、同日両社間にて本株式交換契約を締結いたしました。

(iii) ファイナンシャルアドバイザーとの関係

野村証券は、当社及びクスリのアオキホールディングスの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

したがって、これらの事項は相当であると考えております。

(2) 交換対価としてクスリのアオキホールディングス株式を選択した理由

当社及びクスリのアオキホールディングスは、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社であるクスリのアオキホールディングスの普通株式を選択いたしました。当社はかかる対価につき、①クスリのアオキホールディングスは、本株式交換により、平成28年11月21日に東京証券取引所市場第一部へ新規上場（テクニカル上場）する予定であり、本株式交換の効力発生日後はクスリのアオキホールディングスの普通株式について、流動性・換価性が維持されること、及び②当社の株主がクスリのアオキホールディングスの普通株式を交換対価として受け取る場合には、当社の株主は、本株式交換による当社グループの持株会社体制への移行によって上記1.「株式交換を行う理由」に記載された本株式交換の目的を達成することにより、当社の企業価値の向上に伴う利益を享受することが可能であると考えていることから、当社グループの持株会社となるクスリのアオキホールディングスの普通株式を本株式交換の対価とすることが適切と判断いたしました。

(3) クスリのアオキホールディングスの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際してクスリのアオキホールディングスが増加すべき資本金、資本準備金及び利益準備金の額については、以下のとおりです。

資本金	996,743,200円
資本準備金	会社計算規則第39条第1項に規定する株主資本等変動額から996,743,200円を控除した額
利益準備金	0円

上記の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、クスリのアオキホールディングスの機動的な資本政策を図る観点から、相当であるものと考えております。

(4) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項

当社は、本株式交換比率の公正性・妥当性を確保するための手続の一環として、当社及びクスリのアオキホールディングスから独立した第三者機関である野村證券に、両社の協議において参考とすべき株式交換比率に関する助言を依頼いたしました。当社は、野村證券の助言を参考として、当社の一般株主保護及び株主平等の観点その他株式交換比率に関する詳細について、クスリのアオキホールディングスと慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率により本株式交換を行うことを、平成28年6月30日開催の取締役会で決議いたしました。なお、当社は、野村證券より、株式交換比率に関する助言を受けましたが、本株式交換比率がそれぞれの株主にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）は取得しておりません。

また、当社は、法務アドバイザーとして佐藤総合法律事務所を選任し、同事務所より株式交換の手続及び意思決定方法・過程等について助言を受けました。

当社は、上記野村證券からの株式交換比率に関する助言及び佐藤総合法律事務所からの法的助言等を踏まえ、平成28年6月30日開催の取締役会において、本株式交換に関する諸条件について慎重に検討いたしました。その結果、本株式交換は、当社の企業価値の向上に寄与するものであるとともに、本株式交換の諸条件は妥当であると判断し、本株式交換契約を締結する旨を、決議に参加した取締役の全会一致で決議いたしました。また、かかる審議には監査役全員が参加し、いずれも、当社の取締役会が本株式交換契約を締結することに異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社取締役のうち、青木 宏憲氏及び青木 桂生氏はクスリのアオキホールディングスの取締役を兼任しているため、利益相反回避の観点から、当社取締役会における本株式交換の審議及び決議に参加しておらず、当社の立場でクスリのアオキホールディングスとの本株式交換についての協議及び交渉にも参加しておりません。

#### 4. 交換対価について参考となるべき事項

##### (1) クスリのアオキホールディングスの定款の定め

クスリのアオキホールディングスの定款の定めの内容は、別紙Bに記載のとおりです。

なお、クスリのアオキホールディングスは、平成28年11月21日に東京証券取引所市場第一部へ新規上場（テクニカル上場）する予定であり、当該上場に向け、その定款を変更する予定です。

##### (2) 交換対価の換価の方法に関する事項

###### ① 交換対価を取引する市場

クスリのアオキホールディングスの普通株式は、現在はいずれの取引所金融商品市場においても取引されていない非上場株式であります。平成28年11月21日に東京証券取引所市場第一部へ新規上場（テクニカル上場）する予定です。

###### ② 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

上記①のとおり、現在はいずれの取引所金融商品市場においても取引されていない非上場株式であります。平成28年11月21日に東京証券取引所市場第一部へ新規上場（テクニカル上場）する予定であり、当該上場後は、金融商品取引業者（証券会社）を通じてお取引いただけます。

###### ③ 交換対価の譲渡その他の処分に対する制限の内容

クスリのアオキホールディングスの定款上、同社の普通株式を譲渡により取得するには、同社の取締役会の承認を受けなければならないものとされておりますが、クスリのアオキホールディングスの普通株式は、平成28年11月21日に東京証券取引所市場第一部へ新規上場（テクニカル上場）する予定であり、これに伴い、クスリのアオキホールディングスは、その定款を変更し、上記株式譲渡制限に関する規定を廃止する予定です。よって、本株式交換の効力発生日後においては、交換対価につき、譲渡その他の処分に対する制限はございません。

### (3) 交換対価の市場価格に関する事項

クスリのアオキホールディングスの普通株式は、現在はいずれの取引所金融商品市場においても取引されていない非上場株式であり、該当する市場価格はありません。

なお、クスリのアオキホールディングスの普通株式は、平成28年11月21日に東京証券取引所市場第一部へ新規上場（テクニカル上場）する予定であり、当該日以降は市場価格が付される予定です。上記上場後は、東京証券取引所が以下のURLにおいて開示する株価情報やチャート表示等により、交換対価の市場価格及びその推移が示されることとなります。

<http://www.jpx.co.jp>

### (4) クスリのアオキホールディングスの過去5年間の貸借対照表

クスリのアオキホールディングスの過去5年間にその末日が到来した各事業年度（最終事業年度を除く）に係る貸借対照表の内容は、別紙Cに記載のとおりです。

## 5. 株式交換に係る新株予約権の相当性に関する事項

当社が発行する以下の新株予約権については、当該新株予約権1個に対して、実質的に同一の条件となるクスリのアオキホールディングスの新株予約権1個を割当て交付いたします。

- ・第4回新株予約権（平成25年8月19日定時株主総会決議）
- ・第5回新株予約権（平成26年8月19日定時株主総会決議）
- ・第6回新株予約権（平成27年8月19日定時株主総会決議）

当社の新株予約権者に割当て交付する新株予約権の概要は以下のとおりです。

#### (i) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数はクスリのアオキホールディングス普通株式について、第4回新株予約権は400株、第5回新株予約権は200株、第6回新株予約権は100株とする。

(ii) 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権を行使する際に払込をすべき金額はそれぞれ1株当たり以下の金額とする。

- ・ 第4回新株予約権（平成25年8月19日定時株主総会決議）：1,803円
- ・ 第5回新株予約権（平成26年8月19日定時株主総会決議）：2,453円
- ・ 第6回新株予約権（平成27年8月19日定時株主総会決議）：6,125円

(iii) 新株予約権の行使期間

それぞれ以下の期間までとする。

- ・ 第4回新株予約権（平成25年8月19日定時株主総会決議）：効力発生日（平成28年11月21日を予定）から平成29年9月30日
- ・ 第5回新株予約権（平成26年8月19日定時株主総会決議）：効力発生日（平成28年11月21日を予定）から平成30年9月30日
- ・ 第6回新株予約権（平成27年8月19日定時株主総会決議）：平成29年10月1日から平成31年9月30日

6. 計算書類等に関する事項

(1) クスリのアオキホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等

クスリのアオキホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等の内容については、別紙Dに記載のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

① 当社

該当事項はありません。

② クスリのアオキホールディングス

クスリのアオキホールディングスは、平成28年7月30日を効力発生日として、普通株式1株を66,666株の割合にて分割する株式分割及び平成28年8月1日を払込日とする第三者割当増資による新株式40株の発行を行い、発行済株式数が60株から400万株となっております。

### 第3号議案 取締役7名選任の件

取締役青木 桂生、青木 保外志、青木 宏憲、八幡 亮一、鶴羽 樹、岡田 元也の各氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。また、取締役三沢 康司氏は平成28年5月20日をもって、辞任により退任いたしました。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	あお き けい せい 青木 桂生 (昭和17年2月13日生)	昭和51年6月 有限会社青木二階堂薬局設立取締役 昭和56年11月 同社代表取締役 昭和60年1月 当社設立代表取締役社長 平成11年7月 有限会社二階堂設立代表取締役 平成12年8月 株式会社ツルハ社外取締役 平成15年8月 当社代表取締役会長 平成17年11月 株式会社ツルハホールディングス社外取締役(現任) 平成22年8月 当社取締役会長(現任) 平成27年6月 日本チェーンドラッグストア協会会長(現任)	2,433,600株
2	あお き やすと し 青木 保外志 (昭和24年1月2日生)	昭和51年6月 有限会社青木二階堂薬局設立監査役 昭和56年3月 有限会社三和薬商代表取締役 昭和60年1月 当社設立代表取締役専務 平成11年6月 代表取締役副社長 平成15年8月 代表取締役社長 平成24年5月 代表取締役社長兼社長執行役員 平成26年5月 取締役最高顧問(現任)	2,078,000株
3	あお き ひろ のり 青木 宏憲 (昭和47年4月6日生)	平成8年4月 大塚製薬株式会社入社 平成15年2月 当社入社 平成18年4月 管理部長 平成18年7月 執行役員管理部長 平成19年5月 執行役員人事教育部長 平成20年11月 執行役員調剤事業本部長 平成22年5月 執行役員営業本部長兼営業推進室長 平成22年6月 株式会社青木二階堂代表取締役社長 平成22年8月 当社代表取締役専務兼営業本部長兼営業推進室長 平成24年5月 代表取締役兼専務執行役員営業本部長 平成26年5月 代表取締役社長兼社長執行役員 平成28年5月 代表取締役社長兼社長執行役員兼開発本部長(現任)	1,206,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
4	や はた りょう いち 八 幡 亮 一 (昭和41年8月24日生)	平成元年4月 株式会社ワールド入社 平成16年7月 当社入社 平成18年5月 執行役員経営企画室長 平成22年5月 執行役員管理本部長 平成24年5月 常務執行役員管理本部長 平成24年5月 株式会社A 2 ロジ取締役 (現任) 平成25年5月 当社常務執行役員財務企画・I R 室長 平成26年5月 常務執行役員管理本部長 平成26年8月 取締役兼常務執行役員管理本部長 (現任)	14,000株
* 5	よし の くに ひこ 吉 野 邦 彦 (昭和33年7月20日生)	昭和56年4月 北邦医薬株式会社入社 昭和60年10月 当社入社 平成16年5月 執行役員商品部長 平成20年3月 執行役員信越地区本部長 平成23年5月 執行役員営業本部副本部長兼信越 地区本部長 平成24年5月 常務執行役員営業本部副本部長兼 営業推進室長 平成25年5月 常務執行役員営業本部副本部長兼 営業推進室長兼近畿東海地区営業 担当 平成26年5月 常務執行役員商品本部長 平成27年5月 常務執行役員商品本部長兼MD企 画室長 (現任)	86,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 する 当社株式数
6	つる は たつる 鶴 羽 樹 (昭和17年2月11日生)	昭和51年6月 株式会社ツルハ入社 昭和53年7月 同社取締役 平成8年8月 同社代表取締役専務 平成9年8月 同社代表取締役社長 平成16年8月 当社社外取締役(現任) 平成17年8月 株式会社ツルハホールディングス 代表取締役社長 平成19年1月 株式会社くすりの福太郎取締役 (現任) 平成20年8月 株式会社ツルハ代表取締役社長兼 社長執行役員 平成20年8月 株式会社ツルハホールディングス 代表取締役社長兼社長執行役員 平成26年8月 株式会社ツルハ代表取締役会長 (現任) 平成26年8月 株式会社ツルハホールディングス 代表取締役会長(現任)	14,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
7	おかだもとや 岡田元也 (昭和26年6月17日生)	昭和54年3月 ジャスコ株式会社(現イオン株式会社)入社 平成2年5月 同社取締役 平成4年2月 同社常務取締役 平成7年5月 同社専務取締役 平成9年6月 同社代表取締役社長 平成15年5月 イオン株式会社取締役兼代表執行役社長 平成17年11月 株式会社ツルハホールディングス 社外取締役相談役(現任) 平成24年3月 イオン株式会社取締役兼代表執行役社長グループCEO(現任) 平成26年8月 当社社外取締役(現任) 平成26年11月 ウエルシアホールディングス株式会社取締役(現任)	—

- (注) 1. \*印は、新任の取締役候補者であります。
2. 八幡 亮一氏は、株式会社A 2 ロジ取締役を務めており、同社は、当社店舗への商品配送業務を管理する当社49%出資の合弁会社であります。同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 鶴羽 樹氏は、株式会社ツルハ代表取締役会長を務めており、当社は同社との間で、業務・資本提携を行っております。
4. 岡田 元也氏は、イオン株式会社取締役兼代表執行役社長グループCEOを務めており、当社は同社との間で、業務・資本提携を行っております。なお、当社は、同社との間で当社店舗に係る不動産賃貸借取引があり、また同社グループ会社より商品仕入等の取引を行っております。
5. その他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
6. 鶴羽 樹氏及び岡田 元也氏は、社外取締役候補者であります。
7. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者の選任理由について
- ① 鶴羽 樹氏は、株式会社ツルハホールディングス代表取締役会長を務めており、経営者としての豊富な経験、実績、見識を有しております。取締役として大所高所から事業に有益な助言を行っていただき、当社の企業価値向上に反映するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外取締役に選任された場合には、当社は同氏を引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
- ② 岡田 元也氏は、イオン株式会社取締役兼代表執行役社長グループCEOを務めており、経営者としての豊富な経験、実績、見識を有しております。取締役とし

て大所高所から事業に有益な助言を行っていただき、当社の企業価値向上に反映するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について

鶴羽 樹氏及び岡田 元也氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって鶴羽 樹氏は12年、岡田 元也氏は2年であります。

(3) 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役がその能力を十分発揮し、期待される役割を果たし得るようにするため、現行定款において、社外取締役との間で、責任限定契約を締結できる旨を定めております。これにより当社は、鶴羽 樹氏及び岡田 元也氏との間で責任限定契約を締結しており、両氏が取締役に選任された場合には、社外取締役として当社との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が定める額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役田中 誠一氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 数
ひろ た かず お 広 田 和 男 (昭和37年1月31日生)	昭和59年4月 株式会社北陸銀行入行 平成16年10月 同行経営管理部副部長 平成18年6月 同行津幡支店長 平成20年6月 同行釧路支店長 平成22年6月 同行融資第一部副部長 平成26年6月 同行監査部上席検査役 平成28年4月 当社出向内部統制推進課付顧問 (現任)	—

- (注) 1. 広田 和男氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 広田 和男氏は新任の監査役候補者であります。
3. 広田 和男氏は平成28年8月1日をもって当社に転籍入社する予定であります。

## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式数
もり おか しん いち 森 岡 真 一 (昭和52年3月18日生)	平成15年11月 弁護士登録 平成17年8月 兼六法律事務所（現弁護士法人兼六法律事務所）入所（現在に至る）	—

- (注) 1. 森岡 真一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 同氏は、補欠の社外監査役候補者であります。  
3. 補欠の社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 補欠の社外監査役候補者の選任理由について

森岡 真一氏は、弁護士としての専門的見地及び見識を有するとともに商事問題に関する豊富な経験を有しており、それらを当社の監査体制強化に反映していただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役の職務を適切に遂行することができるものと判断いたします。

(2) 補欠の社外監査役との責任限定契約について

当社は、社外監査役がその能力を十分発揮し、期待される役割を果たし得るようになるため、現行定款において、社外監査役との間で、責任限定契約を締結できる旨を定めております。これにより森岡 真一氏が監査役に就任された場合には、社外監査役として当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が定める額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

## 第6号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役三沢 康司氏は、平成28年5月20日をもって辞任により退任され、監査役田中 誠一氏は、本総会の終結の時をもって任期満了により退任されますので、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

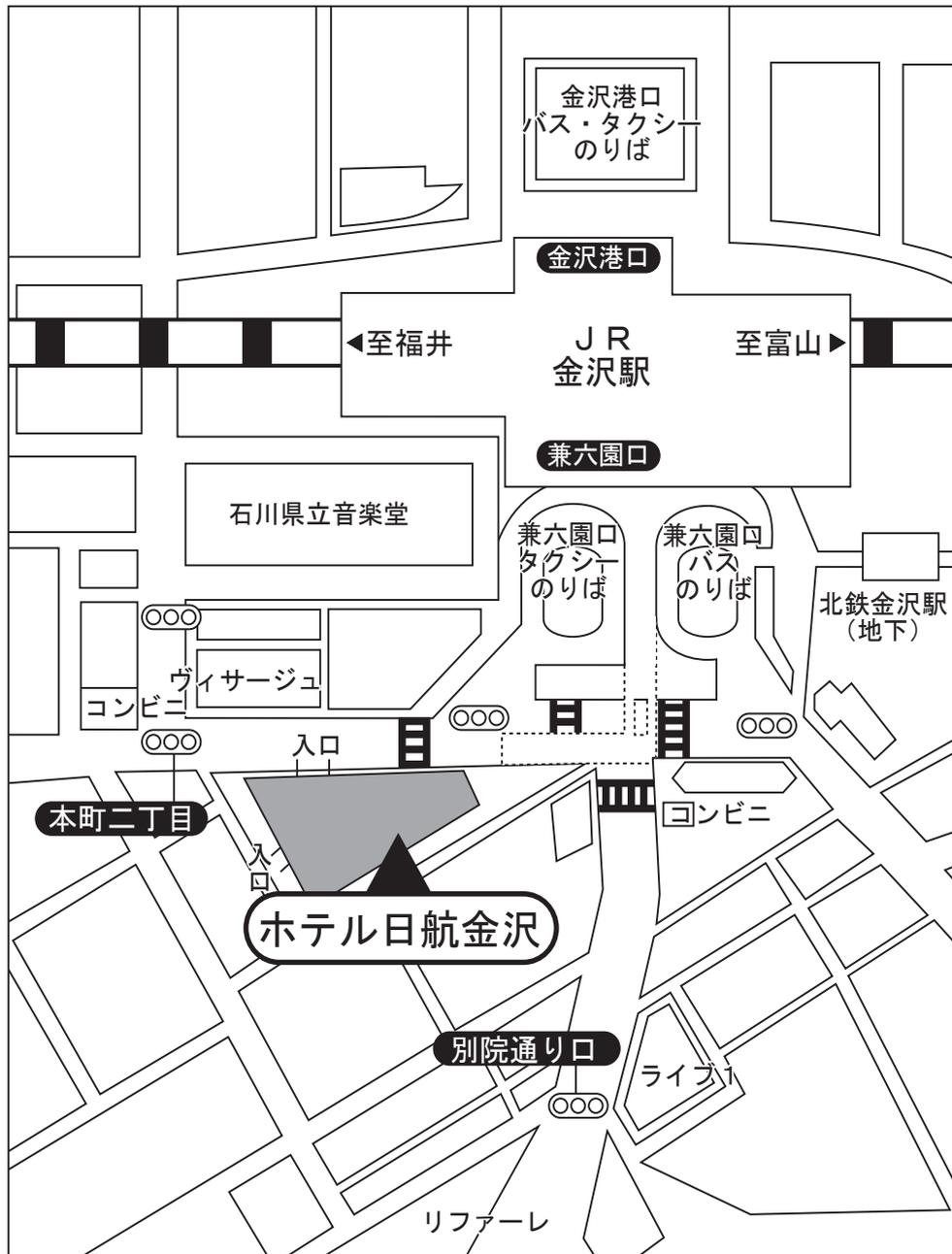
退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
み さわ こう じ 三 沢 康 司	平成10年4月 当社取締役 平成17年5月 常務取締役 平成24年5月 取締役 平成28年5月 取締役辞任
た なか せい いち 田 中 誠 一	平成20年8月 当社常勤監査役 (現任)

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場 石川県金沢市本町2-15-1 (JR金沢駅兼六園口)  
ホテル日航金沢 4階 鶴の間  
TEL. 076-234-1111 (代表)



※ JR金沢駅兼六園口より約300m (徒歩約3分)。